平成２９年（フ）第１３４８号
北海道江別市文京台東町11番地の11　ノースシティ大麻Ⅲ102
債務者　釜石　聖一
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３８１号
札幌市北区百合が原７丁目１番７―606号
債務者　佐藤ちか子（旧姓三浦）
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４４７号
札幌市清田区清田８条３丁目１番31号
債務者　朝日　淑子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４６６号
札幌市東区北24条東５丁目３番10―203号
債務者　藤門　　渚
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４７２号
札幌市中央区南３条西12丁目326番地10　ニュースカイマンション1002号
債務者　村本　孝子
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１４８７号
札幌市白石区東札幌５条６丁目４番１―601号
債務者　木村　友美
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５０４号
札幌市南区川沿７条４丁目４番７号
債務者　細谷　有里
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５１２号
札幌市西区琴似４条３丁目２番48―203号
債務者　佐藤亜也香
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５３４号
北海道千歳市信濃２丁目10番１号　コーポ藤本Ａ棟201号
債務者　小玉ひとみ
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１５４５号
札幌市東区北48条東15丁目２番25―201号
債務者　中田　　充
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１６９号
釧路市愛国東１丁目35番６号
債務者　深井　富雄
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２５０号
盛岡市松園３丁目５番14号
債務者　福井　　勝
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１５２号
群馬県富岡市七日市1707番地３
債務者　春山　和寛
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第２５０号
静岡県沼津市錦町３番地の５　杉山病院307号室、住民票上の住所静岡県富士宮市下条328番地の１
債務者　宇津澤好美
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２５７号
静岡県御殿場市二枚橋173番地の23　中屋ハイツ101
債務者　髙橋伊勢次
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３０２号
静岡県沼津市中沢田392番地の５　中沢ハイツＡ―303号
債務者　小野　文也
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第３０３号
静岡県沼津市中沢田392番地の５　中沢ハイツＡ―303号
債務者　小野　美雪
1　決定年月日時　平成29年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月27日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係